

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料 金

- (1) 料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。
- (2) 40（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)に定める料金は、(1)に準ずるものといたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合で、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用するときを除き、原則として契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15 検 針 日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間または計量期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、原則として、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した計量の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、特約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日割計算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

20 料金の支払義務

- お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。
- (1) 17（使用電力量の算定等）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日といたします。
 - (2) 22（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
 - (3) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、当社が当該一般送配電事業者等から計量の結果を受領した日といたします。

21 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (2) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生

する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(1)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ ロにより料金を支払われる場合で、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担といたします。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

- (6) 当社は、電気の使用に先だって予納金を申し受けることがあります。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

23 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金

額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

24 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。